

生活を支えるための支援のご案内

令和5年4月4日更新

※[更新内容](#)は最終ページに記載

相談窓口一覧

皆様お一人お一人のお悩みに寄り添えるよう、各種ご相談窓口をご用意しています。お気軽にご相談ください。

P.4
～5

お金（生活費や事業資金）に困っているとき

● [日本政策金融公庫（日本公庫）及び沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）による新型コロナウイルス感染症特別貸付等](#)

新型コロナウイルス感染症による影響により事業が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、低利・無担保で融資を行います。

P.6

● [社会保険料等の猶予](#)

生活に不安を感じておられる方々への緊急対応策の1つとして、社会保険料のほか、国税や公共料金等の支払・納付猶予等が認められる場合があります。

P.7
～10

● [生活困窮者自立支援制度](#)

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

P.11

● [住居確保給付金（家賃）](#)

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援します。

P.12

● [償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付](#)

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方々に対し、住居の借上げに必要な資金について、償還免除付の無利子貸付を実施します。

P.13

● [生活保護制度](#)

現に生活に困窮している方に、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、困窮の程度に応じて生活費、住居費等の必要な保護を実施しています。

P.14

新型コロナウイルスへの感染等により仕事が減少したとき

● [傷病手当金](#)

健康保険等の被保険者が、病気やケガの療養のために仕事を休んだ場合、休業4日目以降の所得保障を行います。

P.15

生活を支えるための支援のご案内

● 休業手当

会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。

P.16

● 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るため、休業手当に要した費用を助成します。

P.17

● 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられ、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

P.18

● 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇制度導入助成金、 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性 健康管理措置による休暇取得支援コース）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要とされた妊娠中の女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

P.19
~20

● 両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス 感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を
行う労働者に対し、有給（賃金金額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取
得させた事業主に助成します。

P.21

● 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイル ス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護
休業法に基づく介護休業とは別に、有給休暇を取得して介護を行えるような取組を行う中小企
業事業主を助成します。

P.22

● 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、
在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助
成します。

P.23

生活を支えるための支援のご案内

お仕事をお探しの場合

● 雇用保険の基本手当（求職者給付）

離職された方（求職者）が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付です。被保険者期間などの要件を満たす方について、離職前賃金の50%～80%の給付を実施しています。

※求職者ご本人が「求職の申込み」を行う必要がありますので、まずはハローワークにご相談ください。

P.24

● 公共職業訓練（離職者訓練）

雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。

P.25

● 求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。

P.26

● 高等職業訓練促進給付金

ひとり親の方々の安定就労に資する資格の取得等を促進するため、当該資格等に係る訓練の受講期間中、生活費として給付金を支給します。

P.27

小学校等の臨時休業等に伴い子どもの世話が必要なとき

● 小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「労働者（保護者）」（正規雇用・非正規雇用を問いません。）に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主を助成します。

P.28

● 小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

小学校等の臨時休業等に伴い、その小学校等に通う子どもの世話が必要な「委託を受けて個人で仕事をする方（保護者）」に対し、就業できなかった日について支援金を支給します。

P.29

その他関連情報

コロナ関連の支援策などについて、関連ウェブページの掲載先をご案内しています。

P.30
～31

相談窓口一覧①

皆様お一人お一人のお悩みに寄り添えるよう、
各種ご相談窓口をご用意しています。お気軽にご相談ください。

仕事について相談したいとき

● ハローワーク【TEL:最寄りのハローワークにおかけください】

仕事をお探しの方は、[お近くのハローワーク](#)にご相談ください。求人情報は、[ハローワークインターネットサービス](#)でも探すことができます。また、職業紹介等は電話で相談できます。

子育て中の女性の方などは、[「マザーズハローワーク」「マザーズコーナー」](#)をご利用ください。お子様連れで来所しやすい環境を整備しており、担当者制によるきめ細かな職業相談や職業紹介を実施しているほか、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の提供等を行っています。

あわせて、離職などによりお住まいを失うおそれのある方や、生活に不安を抱える方に対して、支援制度のご案内など、必要な相談も受け付けております。その他の各種専門窓口も設置しています。



労働問題（解雇・雇止め等）について相談したいとき

● 特別労働相談窓口等【TEL:最寄りの窓口におかけください】

各都道府県労働局に「[特別労働相談窓口](#)」を設置しております。
新型コロナウイルスの影響に伴う解雇・雇止め・休業手当等の労働相談に対応しています。

また、内定取消しや入職時期繰下げにあわれた皆様のため、新卒応援ハローワークに「[新卒者内定取消等特別相談窓口](#)」を設置しています。来所しなくても電話で相談できます。



心の健康について相談したいとき

● 精神保健福祉センター等【TEL:最寄りのセンターにおかけください】

保健師・精神保健福祉士等の専門職が、面接や電話等により、コロナのことが不安で眠れないといったお悩みの相談を受け付けます。

● 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

職場のメンタルヘルスに関する情報提供をしています。また、産業カウンセラー等が、メール・電話・SNSにより、メンタルヘルス不調、過重労働により体調を崩したといった健康相談を受け付けます。



DVや子育ての悩みについて相談したいとき

● DV相談ナビ【TEL: ^{はれれば} #8008】、DV相談+（プラス）【TEL: ^{つなぐ はやく} 0120-279-889】

配偶者等からの暴力(DV)の悩みについて相談できます。DV相談ナビは、最寄りの窓口につながります。DV相談+は、24時間の電話相談、SNS・メールでも対応しています。



● 児童相談所・児童相談所相談専用ダイヤル

【TEL: 最寄りの児童相談所か、児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783」におかけください。】

子育ての悩み、虐待の相談等について、お電話にて相談を受け付けます。



住むところについて相談したいとき

● 住まいの困りごと相談窓口すまこま。【TEL:0120-050-593】

今日行くとこがない、家賃が払えないなどの「住まいに関する困りごと」について、電話やWEBサイトで相談いただけます。



相談窓口一覧②

生きづらさを感じるなどの様々な悩みについて相談したいとき

● よりそいホットライン（電話等による相談）【TEL:0120-279-338】

どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。

（ご相談の例）暮らしの悩みごと・悩みを聞いて欲しい方、DV・性暴力などの相談をしたい方、外国語による相談をしたい方 など

● LINE, Twitter, FacebookなどのSNSや電話による相談

年齢や性別を問わず、「生きづらさを感じる」などのお悩みの相談を受け付けます。



性犯罪・性暴力について相談したいとき

● 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

全国共通短縮番号【TEL:#8891（はやくワンストップ）】

最寄りの性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにつながります。
性犯罪・性暴力被害について相談できます。

● Cure time（キュアタイム）

性暴力の悩みについて、年齢・性別を問わず、匿名で相談を受け付けます。



不当な差別、偏見、いじめ等について相談したいとき

● 人権相談窓口【TEL:0570-003-110】

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。



外国人が新型コロナウイルス感染症の影響で困って相談したいとき

● F R E S Cヘルプデスク 【TEL:0120-76-2029】

F R E S Cヘルプデスクは、新しいコロナウイルスの影響で仕事がなくなったなど、生活に困っている外国人の相談を電話で聞きます。

あなたを助けることができる仕組や、在留<＝日本に<＝いること>のために必要なことなどを教

えることができます。困ったことがあるときは、電話をかけてください。日本語だけでなく、

外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）で相談できます。※この電話で相談できるのは2023年6月30日までです。



● 外国人在留総合インフォメーションセンター

【TEL:0570-013904（IP、海外:03-5796-7112）】

皆様からの入国手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせに応じます。電話や窓口でのお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓国語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。



どこに相談したらよいのか分からないとき

● 行政相談の受付窓口【TEL:0570-090110】

総務省の行政相談は、行政への苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を促進する仕組みです。新型コロナウイルス感染症に関する相談や、担当の行政機関が不明で誰に相談して良いか分からない問題、複数の行政機関にまたがる問題についても、相談を受け付けています。



● 新型コロナウイルス感染症に関する都道府県別相談窓口のご案内

総務省では、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援措置や相談窓口などについて、全47都道府県ごとに情報をわかりやすくまとめたガイドブックを作成しています。



● あなたはひとりじゃない

いくつかのご質問に答えていただくことにより、約150の支援制度や窓口の中から、あなたの状況にあった支援を自動応答によるチャットボットで探すことができます。



日本政策金融公庫（日本公庫）及び 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫）による 新型コロナウイルス感染症特別貸付等

新型コロナウイルス感染症による影響により業況が悪化した事業性のあるフリーランスを含む個人事業主等に対し、低利・無担保で融資を行います。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する事業者（事業性のあるフリーランスを含む。）に対し、信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の３年間まで０．９％の金利引き下げを実施します。

（１）最近１カ月間の売上高又は過去６カ月（最近１カ月を含む。）の平均売上高が前５年のいずれかの年の同期と比較して５％以上減少している方

（２）債務負担が重くなっている方（債務償還年数が１３年以上となる方）

資金の使いみち | 運転資金・設備資金

※いずれも新型コロナウイルス感染症の影響により必要となる資金に限る

担保 | 無担保

貸付期間 | 設備２０年以内、運転２０年以内 うち据置期間 | ５年以内

融資限度額（別枠） | 中小事業６億円、国民事業８,０００万円

金利 | 当初３年間 基準金利▲０．９％、４年目以降基準金利
（利下げ限度額：中小事業４億円、国民事業６,０００万円）



● 平日のご相談

日本公庫事業資金相談ダイヤル：０１２０-１５４-５０５

沖縄公庫事業資金相談ダイヤル：０１２０-９８１-８２７

● その他資金繰り等に関するご相談

中小企業金融相談窓口：０５７０-７８３１８３（平日９：００～１７：００）

社会保険料等の猶予①

厚生年金保険料等の猶予制度

納付猶予特例を受けていた事業主の方など、納付猶予特例終了後も、厚生年金保険料等の納付が困難な場合は、猶予制度を受けられることがあります。

※ 納付猶予特例とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合に、無担保・延滞金なしで、1年間納付を猶予する仕組み。（令和2年1月分から令和2年12月分までの厚生年金保険料等が対象）

詳しくは最寄りの年金事務所までご相談ください。

※ 健康保険料に係るお問合せ先は、協会けんぽ加入の場合は年金事務所、健康保険組合加入の場合は健康保険組合となります。

厚生年金保険料等の猶予制度を受けた場合、

- 猶予期間中の各月に分割して納付いただけます。
- 猶予期間中は、延滞金が年8.7%から0.9%に軽減されます。
※令和4年1月1日以降、上記の割合に変更となっております。
- 財産の差押や換価（売却等現金化）が猶予されます。

猶予を受けられる期間は、

- 原則、1年以内となります。
- なお、1年の猶予期間での納付が困難な場合には、資力等の状況を確認の上、1年を超える期間を前提とした分割納付も認められることがあります。
- 担保を提供できることが明らかな場合を除いて担保の提供は不要となります。

※ 労働保険料についても、同様の仕組みが適用されます。（猶予制度を受けた場合、延滞金が免除）お問合せ先は、都道府県労働局となります。

※ 国税、地方税又は労働保険料等に猶予申請をされた場合、その際の申請書や財産収支状況書等の写しを添付することで、一部の記載や書類の添付が省略できます。

●お問合せ先

最寄りの年金事務所（以下URLもしくは右のQRコード）

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>



社会保険料等の猶予 ②

国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)の減免等

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免や徴収猶予等が認められる場合があります。まずはお住まいの市区町村、年金事務所又は国民健康保険組合にお問い合わせください。



●お問合せ先

- 国民健康保険料（税）について
⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
（国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合）
- 後期高齢者医療制度の保険料について
⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課
- 介護保険料について
⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課
- 国民年金保険料について
⇒お住まいの市区町村の国民年金担当課又は年金事務所

国民年金保険料免除等の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した方について、国民年金保険料免除等の申請が可能です。

【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方

【内容】 個人が納める国民年金保険料の全部・一部の免除や猶予。

【申請方法】 申請書類を市区町村の国民年金担当窓口提出

※申請書類は、日本年金機構のホームページからダウンロードができます。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非ご活用ください。

【受付開始】 令和2年5月1日

※申請を行う月の2年1ヶ月前から令和5年6月分までの保険料が特例の対象となります。



●お問合せ先

- ・日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」をご利用ください

TEL：0570－003－004 ※050から始まる電話でおかけになる場合は03－6630－2525

- ・市町村の国民年金担当課または年金事務所をご利用ください。

社会保険料等の猶予 ③



国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、「換価の猶予」が認められることがあります。また、以下のような個別の事情がある場合には、「納税の猶予」が認められることがあります。

猶予に関するご相談等については、「所轄の税務署（徴収担当）」にお電話ください。

【個別の事情の例】

- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- ③事業を廃止し、又は休止した場合
- ④事業に著しい損失を受けた場合

猶予が認められた場合

- ◆原則、1年間猶予が認められます。
(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ◆猶予期間中の延滞税が軽減(注)又は免除されます。
(注) 通常 年8.7% → 軽減後 年0.9% (令和4年～令和5年中の割合)
- ◆財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

【リーフレットは[こちら](#)】



● お問合せ先

所轄の税務署（以下のURL若しくは右のQRコード）

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>



地方税の猶予制度

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情の例】

- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- ③事業を廃止し、又は休止した場合
- ④事業に著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。



● お問合せ先

徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、納付先の都道府県・市区町村にお願いいたします。

■ 電気・ガス・電話料金、NHK受信料等の支払猶予等

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払いの猶予や料金未払いによるサービス停止の猶予等について、柔軟な対応を行うことを事業者に要請しています（※）。

（※）このほか、水道・下水道及び公営住宅の家賃の支払いが困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、事業者へ要請が出されています。

● お問合せ先

電気・ガス・電話料金・NHK受信料の支払いにお悩みの方は、まずは一度、御契約されている事業者に御相談をお願いいたします。

電気料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf

ガス料金に関する対応事業者一覧(対応予定を含む)

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf

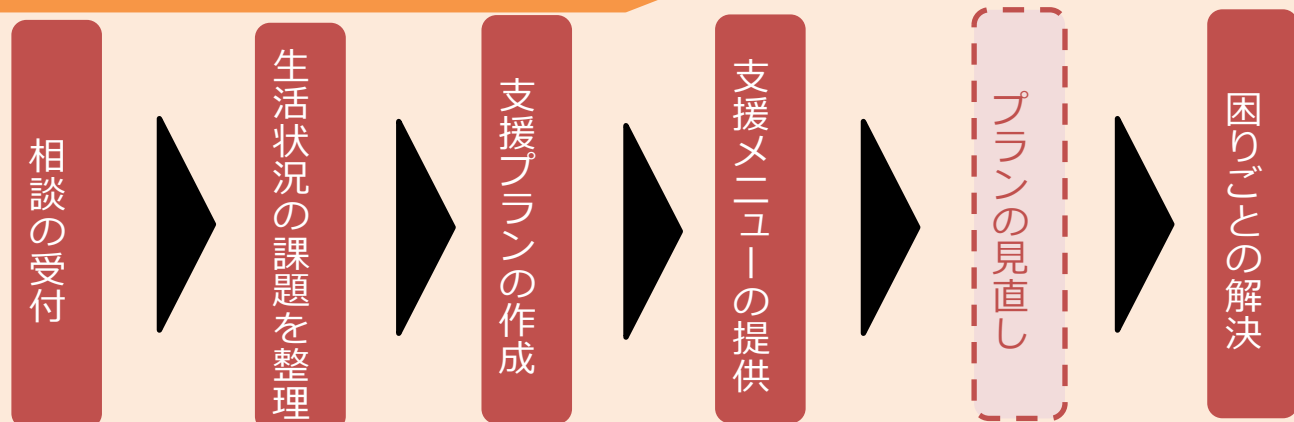
N H K 受信料に関する相談窓口

https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/corona_jushinryo.html

生活困窮者自立支援制度

様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を実施しております。

相談の流れ（自立相談支援事業）



支援メニューの例

就労支援・就労準備支援

- 就労に関する助言や個別の求人開拓等の支援を行います。
- また、就労に対して不安を抱えていたり、コミュニケーションが苦手といった場合に、ワークショップや就労体験といった支援を行います。

家計改善支援

- 家計の状況を「見える化」することで、家計の状況を把握したり、貸付のあっせん等を行います。
- また、家賃、税金、公共料金等の滞納や各種給付制度等の利用に向けた支援も行います。

住居確保給付金

- 離職等により経済的に困窮し、住居を失ってしまった方や、そのおそれのある方に対し、求職活動等を条件に、家賃費用を有期で給付します。

一時生活支援

- 住居を失ってしまった方に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を行います。



● ご相談はお住まいの市町村や自立相談支援事業を実施する機関の窓口へご連絡ください。

住居確保給付金（家賃）

離職・廃業や、休業等に伴う収入減少等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援します。

住居確保給付金

支給対象者

- ①離職・廃業後2年以内の者
- ②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者

支給期間 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

支給額 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）
（東京都特別区の上限額の例）単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

支給要件

- 収入要件：世帯収入合計額が、①と②の合計額を越えないこと
 - ①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ②家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）（東京都特別区の目安）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
 - 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）
（東京都特別区の目安）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
 - 求職活動等要件：ハローワークまたは地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
- ※ ただし、自営業者の方については、ハローワーク等への求職の申込に代えて、事業再生のための活動ができる場合があります。

等



● 一般的なお問合せは生活福祉資金貸付制度等に関する相談コールセンター
0120-46-1999 ※平日 9:00～17:00

● 生活支援特設ホームページ（住居確保給付金）は[こちら](#)

● お申込みはお住まいの市町村の自立相談支援機関まで
全国連絡先一覧 <https://www.mhlw.go.jp/content/000936284.pdf>



償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方々に対し、住居の借上げに必要な資金について、償還免除付の無利子貸付を実施します。

■ 対象者

次のいずれにも該当するひとり親の方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ②母子・父子自立支援プログラム(※)の策定を受け、自立に向け意欲的に取り組む方

※児童扶養手当受給者等に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせるプログラム。

■ 貸付額

月上限 **4万円**×**12**か月

■ 償還免除

1年就労継続なら**一括償還免除**



●**お申込み**は**お住まいの都道府県**までお問い合わせください。

(指定都市にお住まいの方は市役所まで)

生活保護制度

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。
また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください。

どのような方が生活保護を受けられるか

- 生活保護は、資産、能力等あらゆるものを活用することを前提として必要な保護が行われます。（以下のような状態の方が対象となります。）
 - ・ 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
 - ※ 不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
 - ・ 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
 - ・ 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
- 扶養義務者からの扶養は保護に優先されます。
 - ※ 保護の申請が行われた場合に、夫婦、中学3年生以下の子の親は重点的な調査の対象として、福祉事務所のケースワーカーが原則として実際に会って(対象者が管外に居住する場合には、書面で)扶養できないか照会します。その他の扶養義務者については、書面での照会を行います。（「扶養義務の履行が期待できない者」と判断された場合には、扶養照会を行わない場合があります。）
- 必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており（最低生活費）、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。



- 生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所にご相談ください。

手続きの流れ

- お住まいの自治体の福祉事務所（生活相談等の窓口）にご相談ください。
- 保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。
- 上記の審査を行い、福祉事務所は、保護の申請から原則14日以内に生活保護を受けられるか判断することとなっています。

生活保護の受給開始後

- 生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。
- 生活保護の受給中は、収入の状況を毎月申告していただく必要があります。
- 生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。
- また、必要な医療、介護についても給付対象となります。
- 家計相談の支援、子どもの学習・生活支援、就労支援などの支援を受けることもできます（一部の自治体を除く。）。

※ 現下の状況を踏まえ、福祉事務所では、一時的な収入減の方の資産の保有など、弾力的な運用を行っています。詳しくは、[厚生労働省HP](#)をご確認ください。



● ご相談はお住まいの自治体の福祉事務所（リンクは[こちら](#)）までご連絡ください。

傷病手当金

傷病手当金は、健康保険等の被保険者が、業務災害以外の理由による病気やケガの療養のため仕事を休んだ場合に、所得保障を行う制度です。新型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のために働くことができない方も、利用することができます。

- ・ 自覚症状は無いが、検査の結果「新型コロナウイルス陽性」と判定を受け入院している
 - ・ 発熱などの自覚症状があり、療養のために仕事を休んでいる
- 等の場合についても、傷病手当金の支給対象となりえます。

■ 支給要件

次の条件をいずれも満たしたときに支給されます。

- ① 業務災害以外の病気やケガの療養のために働くことができないこと
※業務又は通勤に起因する病気やケガは労災保険給付の対象となります。
- ② 4日以上仕事を休んでいること
※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待期期間）、4日目以降の仕事を休んだ日について支給されます。
※待期期間には有給休暇、土日祝等の公休日を含みます。

■ 支給期間

支給を始めた日から通算して1年6か月の間

※傷病手当金の支給要件を満たす日について支給されます。

■ 1日あたりの支給額

傷病手当金の支給開始日の属する月以前の直近12月間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額

※支払われた給与の額が、傷病手当金の支給額を下回っている場合には、傷病手当金と支払われた給与の額の差額分が支給されます。

支給総額

=

直近12月間の
標準報酬月額の
平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給日数



● 支給要件の詳細や具体的な手続きについては、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください。

(※) 国民健康保険に加入されている方について

市区町村によっては、条例により、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する場合があります。詳細については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

休業手当（労働基準法第26条）

労働基準法第26条では、会社は、会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、労働者の最低限の生活の保障を図るため、休業期間中に休業手当を支払わなければならないとされています。

- **会社で労働者を休業させるときには、労働基準法の義務にかかわらず、雇用調整助成金を積極的に活用して、休業に対する手当を支払うなど、不利益を回避する努力をお願いします。**

※雇用調整助成金の詳細は次ページを御覧下さい。

■ 会社が休業手当を支払わなければならない場合とは

- ▶ 会社は、会社の責に帰すべき事由による休業の場合には、休業期間中の休業手当を支払わなければなりません。
- ▶ 不可抗力による休業の場合は、会社に休業手当の支払義務はありません。
以下の2つの要素が両方とも認められた場合には、不可抗力による休業となります。

- ① 原因が事業の外部より発生した事故であること
- ② 事業主が通常の経営者としての最大の注意を尽くしてもなお避けることができない事故であること

①に当たるのは、例えば緊急事態宣言に基づく要請などのような、事業の外部において発生した、事業運営を困難にする要因です。

②を満たすためには、会社は、休業回避のための具体的努力を最大限尽くさなければなりません。具体的な努力を尽くしたと言えるかは、例えば、

- ・ 自宅勤務などの方法により労働者を業務に従事させることが可能な場合において、これを十分に検討しているか
- ・ 労働者に他に就かせることができる業務があるにもかかわらず休業させていないか

といった事情から、個別に判断されます。

そのため「新型コロナウイルス感染症の影響」だけを理由にして、一律に休業手当の支払義務がなくなるものではありません。

■ 休業手当の額

平均賃金（休業した日以前3か月間にその労働者に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した額※）の100分の60以上の額

※ 賃金が時給制や日給制、出来高払い等の場合には、最低保障額の定めがあります。

- i ● **個別の事案に関するご相談**については、

各都道府県労働局に設置している[特別労働相談窓口](#)



雇用調整助成金

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、事業主の申請に基づき、事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成する制度です。

 **対象者**：新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

※売上等事業活動の状況を示す直近の**生産指標**が、**比較対象月と比べ10%以上減少**していること

特例措置

○助成内容・対象

※令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

- ① 休業手当等に対する助成率 **中小企業2/3、大企業1/2**
※助成額の上限 対象労働者1人1日当たり**8,355円**
- ② 教育訓練を実施した場合、**中小企業2,400円、大企業1,800円を加算**します
- ③ **新規学卒者**など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象としています
- ④ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**にしています

○これまでコロナ特例を利用しておらず、令和4年12月以降の休業等から新たに雇用調整助成金を申請する場合の特例措置もございます。

○リーフレット（活用にあたってのフローチャート）は[こちら](#)。

【リーフレットは[こちら](#)】



【フローチャート】



- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口、郵送またはオンライン）。
- コールセンターで雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-603-999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。

※令和5年3月31日までの休業期間分が対象。

■ 対象者

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、令和5年2月1日から令和5年3月31日までに事業主が休業させた中小企業の労働者及び大企業のシフト制労働者等
のうち、**休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者（※）**
※ 雇用保険被保険者でない方も対象となります。

■ 支給額

休業前賃金の 60%（日額上限8,355円）

※ 休業実績に応じて支給

- ・ 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象**となります。
- ・ 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象**となります。
（就労した日などを休業実績から除いた上で、対象となります。）

■ 申請期限

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和5年2月～同年3月	令和5年5月31日（水）

※ 令和5年3月末までの休業期間分をもって終了いたしました。申請期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

注1) 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
→支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請いただければ受け付けます。

注2) オンライン又は郵送で申請期限内に申請していれば、申請書類の不足等でシステムや郵送により返戻を受けたものを申請期限後に再提出する場合であっても、申請期限内に申請されたものとして取り扱います（再提出の期限は令和5年7月31日（月））。



- 詳細な支給要件や手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- コールセンター（0120-221-276）で新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関するお問合せに対応します。
（受付時間 月～金 8:30～20:00／土日祝 8:30～17:15）
※ コールセンターの受付は、令和5年8月31日（木）で終了します。

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による**休暇制度導入助成金** (労働者を雇用する事業主の方向け)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

※令和5年3月31日までの休暇取得分が対象。

■ 対象者（事業主）

- ①～④の全ての条件を満たす事業主が対象です。
- ① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し、
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業主であって、
- ③ **令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間**に、当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業主
- ④ 本助成金の申請までに、令和3年度「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金」、令和2年度の「**両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）**」及び令和2年度の「**新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金**」を**受給していない**こと。

※ **雇用保険被保険者でない方も対象となります。**

■ 支給額

1事業場につき1回限り15万円

■ 申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計5日に達した日の翌日から令和5年5月31日まで

※事業場単位ごとの申請です。



- 対象労働者が雇用保険被保険者であった場合、「**両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）**」も利用可能です。
- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- ご相談・お問合せは、最寄りの都道府県労働局[雇用環境・均等部（室）](#)にお願いいたします。

受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）



両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による**休暇取得支援**コース） （労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、当該女性労働者のために有給の休暇制度を設けて取得させた事業主を助成します。

■ 対象者（事業主）

①～④の全ての条件を満たす事業主が対象です。

令和5年9月30日までの間に

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る）を整備し
- ② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**し、
- ③ 当該**休暇を合計して20日以上取得**させた事業主であって、
- ④ 男女雇用機会均等法に基づく**母性健康管理措置**（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を含む）について、自社が対応できる措置を具体的に**就業規則等に規定**するとともに、規定した措置の内容を**労働者に周知**している事業主

■ 支給額

対象労働者（**雇用保険被保険者**） 1人当たり：20万円

※ 1事業所当たり人数の上限：5人まで

■ 申請期間

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年11月30日まで

※事業所単位ごとの申請です。

● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。



● ご相談・お問合せは、
最寄りの都道府県労働局[雇用環境・均等部（室）](#)にお願いいたします。

受付時間：8：30～17：15（土日・祝日・年末年始を除く）



両立支援等対応助成金（育児休業等支援コース （新型コロナウイルス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金金額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に助成します。

■ 対象者（事業主）

1 以下の①及び②の措置を実施していること。

- ① 小学校等（小学校、保育園、幼稚園等）が臨時休業等になった場合、及び子どもが新型コロナウイルス感染症に感染した又はその恐れがある等の場合に、子どもの世話をを行う必要がある労働者が、特別有給休暇（賃金が全額支払われるもの）を7日以上取得できる制度について規定化していること。
- ② 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、次のいずれかの措置についての社内周知をしていること。
 - ・テレワーク勤務
 - ・短時間勤務制度
 - ・フレックスタイムの制度
 - ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
 - ・小学校等の休業期間に限定した短時間勤務・時差出勤の制度
 - ・夜勤回数の制限
 - ・労働者の子ども向けの保育施設の設置・運営
 - ・ベビーシッター費用補助制度 等

2 対象労働者1人につき、1の①に定めた特別有給休暇を1日（分割の場合は、1日の平均所定労働時間）以上取得していること。

■ 支給額

対象労働者1人あたり10万円（1事業主あたり10人まで。上限100万円）

■ 適用日

令和5年4月1日～令和6年3月31日に取得した有給の休暇

※ 春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

■ 申請期間

- 令和5年4月1日から同年6月30日までの休暇取得分
⇒ 令和5年4月1日から同年8月31日まで
- 令和5年7月1日から同年9月30日までの休暇取得分
⇒ 令和5年7月1日から同年11月30日まで
- 令和5年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分
⇒ 令和5年10月1日から令和6年2月29日まで
- 令和6年1月1日から同年3月31日までの休暇取得分
⇒ 令和6年1月1日から同年5月31日まで



- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- お問合せについては、各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
受付時間：8：30～17：15（土日祝日除く）

両立支援等助成金（介護離職防止支援コース （新型コロナウイルス感染症対応特例））

新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。

対象者（事業主）

- ① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**（※）を設け、当該制度を含めて仕事と介護の両立支援制度の内容を**社内に周知**すること

※所定労働日の20日以上取得できる制度

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が、①の休暇を**合計5日以上取得**すること

支給額

取得日数	支給額
合計5日以上 10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

対象となる労働者

1 中小事業主あたり5人まで申請可能です

- ① 介護が必要な家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスが、新型コロナウイルス感染症による休業等により利用できなくなった場合
- ② 家族が通常利用している又は利用しようとしている介護サービスについて、新型コロナウイルス感染症への対応のため利用を控える場合
- ③ 家族を通常介護している者が、新型コロナウイルス感染症の影響により家族を介護することができなくなった場合

適用日

令和2年4月1日～令和6年3月31日に取得した休暇

申請期間

支給要件を満たした翌日から起算して2か月以内

- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- お問合せについては、
各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
受付時間：8：30～17：15（土日祝日除く）

新型コロナ 介護支援 両立支援等助成金

検索

産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する制度です。

■ 対象者（事業主）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（**出向元事業主**）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（**出向先事業主**）

※雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です。

■ 助成率・助成額

① 出向初期経費助成

【対象】 出向元事業主と出向先事業主（企業グループ内出向の場合は**支給されません**）

【内容】 出向前に、出向の成立に必要な措置※を行った場合に以下の額を助成

※就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向者を受け入れるための機器や備品の整備（出向先のみ）など

	助 成 額	加 算 額
出向元・出向先	各10万円／1人あたり（定額）	各5万円／1人あたり（定額）

- ・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です
- ・出向元事業主（雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業からの送り出し）または出向先事業主（異業種からの受け入れ）がそれぞれ一定の要件を満たす場合に加算

② 出向運営経費助成

【対象】 出向元事業主と出向先事業主

【内容】 出向中に必要な経費※の一部を最長2年まで助成

※賃金・教育訓練・労務管理に関する調整経費など

助 成 率	中 小 企 業	中小企業以外
出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9／10	3／4
出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4／5	2／3
企業グループ内出向の場合	2／3	1／2
上 限 額（出向元・出向先の合計）	12,000円／1人1日あたり	

- ・出向先事業主は1年度あたり500人が上限です

③ 出向復帰後訓練助成

【対象】 出向元事業主

【内容】 出向から復帰した労働者に対して、出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（off-JT）※を行った際に、訓練に要する経費と訓練期間中の賃金の一部を助成

※出向から復帰後3か月以内の訓練開始や、訓練期間は6か月以内などの要件があります

	経 費 助 成	賃 金 助 成
助成内容	実費（上限30万円）	1人1時間あたり900円（上限600時間）



- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- 事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワークにて申請を受け付けております（窓口または郵送）。
- コールセンターで産業雇用安定助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-603-999（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））



雇用保険の基本手当（求職者給付）

離職された方（求職者）が、安定した生活を送りつつ、1日も早く再就職できるよう求職活動を支援するための給付です。被保険者期間などの要件を満たす方について、離職前賃金の50%～80%の給付を実施しています。
※求職者ご本人が「求職の申込み」を行う必要がありますので、まずはハローワークにご相談ください。

対象者：以下を満たす方。まずは、ハローワークにご相談ください。

- 離職し、「就職したいという積極的な意思といつでも就職できる能力（健康状態・家庭環境など）があり積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、就職できない状態」にある方。
- 原則として、離職の日以前2年間に12ヶ月以上被保険者期間がある方。
- 倒産・解雇等による離職の場合、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由による離職の場合は、離職の日以前1年間に6ヶ月以上被保険者期間がある方。

手続き

- みなさまの住所を管轄するハローワークへ、ご自身で求職申し込みなどの手続きをしてください。
- ※ 受給手続きには、事業主から交付された「離職票」が必要となります。事業主から離職票の交付を受けていない方であっても、ハローワークで受給資格を確認、受給手続きを行うことができますので、まずはハローワークに御相談ください。

給付額

【1日当たりの給付額（基本手当日額）】

- ・ 原則として、離職の日以前の6ヶ月に毎月決まって支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額のおよそ5～8割で、賃金の低い方ほど高い給付率となっています。また、基本手当日額には、上限額・下限額が定められています。

★ およその計算式

$$\frac{\text{離職以前の6ヶ月の賃金合計}}{180} \times \begin{matrix} \text{給付率} \\ (50\sim 80\%) \end{matrix} = \text{基本手当日額}$$

※ 60～64歳の方については45～80%

【基本手当の給付日数（所定給付日数）】

- ・ 定年、契約期間満了や、自己都合の方 90日～150日
- ・ 倒産・解雇等や、労働契約が更新されなかった方等 90日～330日
- ・ 障害者等の就職困難者の方 150日～360日



- 詳細な要件や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- また、離職された方は、まずは最寄りのハローワークにてご相談ください。



公共職業訓練（離職者訓練）

雇用保険を受給しながら、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講できます。

対象者：求職中の方で、原則として以下の4つの条件を満たす方

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
- ② 雇用保険の失業給付を受給していること
- ③ 労働の意思と能力があること
- ④ 職業訓練などの支援が必要とハローワークが認めたこと

訓練の内容

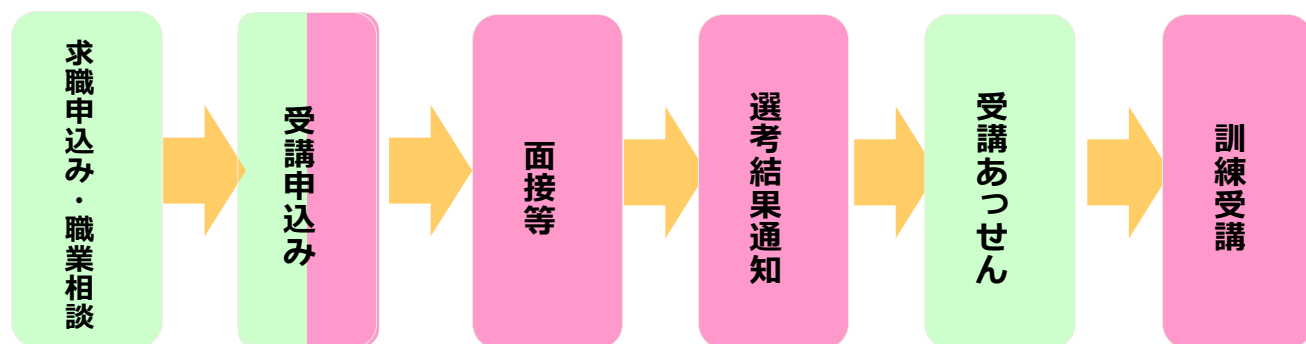
- ① 就職に必要な職業スキルや知識を習得するための訓練です
- ② 訓練期間は概ね3ヶ月～2年です（1・2ヶ月の短期間コースも随時創設）
- ③ 受講料は無料です（テキスト代等、1～2万円程度の実費のみ必要です）
- ④ 国、都道府県、民間教育訓練機関等（都道府県からの委託）が訓練を実施します

受講の流れ・・・まずはハローワークにお越しください！

公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練を受講するには、ハローワークに求職申込みをした後、訓練を実施する施設等が行う面接等の選考に合格し、ハローワークにおいて受講あっせんを受ける必要があります。

なお、受講あっせんは、ハローワークでの職業相談を通じて

- ①訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められ、かつ、
 - ②訓練を受けるために必要な能力等を有するとハローワークが判断した方
- に対して行います。



..... ハローワークでの手続き

..... 訓練実施施設での手続き



- 具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- お住まいの地域で実施されている訓練については、[ハローワークインターネットサービス](#)で検索可能です。
- 訓練の相談については、住所地を管轄するハローワークにてご相談ください。



求職者支援訓練

雇用保険を受給できない求職者の方は、無料（テキスト代等実費のみ負担）で職業訓練を受講しながら、要件を満たせば月額10万円の受講手当等の給付金を受け取ることができます。

対象者：求職中の方で、原則として以下の5つの条件を満たす方

- ① ハローワークに求職の申込みをしていること
 - ② 雇用保険被保険者ではないこと
 - ③ 雇用保険の失業給付を受給中ではないこと
 - ④ 労働の意思と能力があること
 - ⑤ 職業訓練などの支援が必要とハローワークが認めたこと
- ※ 給付金を受給するには、更に下に記載の「給付金の支給内容・要件」に記載の要件を満たす必要があります。

訓練の内容

- ① 早期就職のための訓練です
- ② 訓練期間は2～6ヶ月です（働きながら受講しやすい短期間（1か月程度）の訓練コースもあります（令和6年3月末までの特例措置））
- ③ 受講料は無料です（テキスト代等、1～2万円程度の実費のみ必要です）
- ④ 国からの認定を受けた訓練を、民間教育訓練機関等が実施します
- ⑤ 2種類のコースがあります
 - ・「基礎コース」：社会人としての基礎的能力や、短時間で習得できる技能等を習得できます
 - ・「実践コース」：就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を習得できます

受講の流れ：P.32をご参照ください（公共職業訓練と同様です）

給付金の支給内容・要件：詳細は、ハローワークにお問い合わせください。

【支給額】

- ・ 職業訓練受講手当：月10万円
 - ・ 通所手当：訓練実施施設までの通所経路に応じて月上限42,500円（※）
 - ・ 寄宿手当：月10,700円
- ※職業訓練受講手当の支給対象とならない方も、一定の要件（本人収入12万円以下、世帯収入34万円以下等）を満たしていれば、通所手当のみの受給が可能。

【主な支給要件】

- ・ 本人収入が月8万円以下
- ・ 世帯全体の収入が月30万円以下
- ・ 世帯全体の金融資産が300万円以下



- 手当の詳細な要件や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。
- お住まいの地域で実施されている訓練については、[ハローワークインターネットサービス](#)で検索可能です。
- 訓練の相談については、住所地を管轄するハローワークにてご相談ください。



高等職業訓練促進給付金

ひとり親の方々の安定就労に資する資格の取得等を促進するため、当該資格等に係る訓練の受講期間中、生活費として給付金を支給します。

対象者

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方
- ②養成機関において **6月** 以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方

対象訓練

就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上修業するもの

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等の国家資格や、**デジタル分野等の民間資格**

支給内容

訓練期間中、月額**10万円**

※住民税課税世帯は月額70,500円

※修学の最終年限1年間に限り支給額を**4万円**加算



●**お申込みはお住まいの都道府県・市区町村**までお問い合わせください。

小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた事業主へ助成します。

※令和5年3月31日までの休暇取得分が対象。

対象者（事業主）

①又は②の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等（※）した小学校等（※※）に通う子ども

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象

※※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

支給額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額 ×10/10

令和4年12月1日～令和5年3月31日までの休暇取得分は日額上限額8,355円

適用日

令和4年12月1日～令和5年3月31日の間に取得した有給の休暇

※上記①については、春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

※令和5年3月31日までの休暇取得分をもって制度を終了しました。4月以降は、両立支援等助成金（育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例）を設けています。

申請期間

●令和4年12月1日～令和5年3月31日までの休暇取得分 ⇒ 令和5年5月31日（必着）

※令和3年8月1日～令和4年11月30日までの休暇取得分に係る申請受付は終了しています。



- 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

新型コロナ 休暇支援 **検索**



- 都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』（開設期間：令和5年6月30日まで）では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行っています。特別相談窓口や休業支援金・給付金の仕組みによる労働者からの直接申請については、[こちら](#)をご参照ください。

- 一般的なお問合せについては、
小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

0120-876-187（※） 受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

※令和4年7月1日から、コールセンターの電話番号を変更しました。

小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話を行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

※仕事ができなくなった日が令和5年3月31日までの分が対象。

対象者（委託を受けて個人で仕事をする方）

①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、**一定の要件**を満たす方。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等（※）した小学校等（※※）に通う子ども

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象

※※小学校等：小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

一定の要件

●個人で仕事をする予定であった場合

●業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

支給額

仕事ができなかった日が

令和4年12月1日～令和5年3月31日⇒1日当たり4,177円（定額）

適用日

令和4年12月1日～令和5年3月31日

※上記①については、春休み・夏休み・冬休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

※仕事ができなかった日が令和5年3月31日までの分が対象となります。

申請期間

仕事ができなかった日が

令和4年12月1日～令和5年3月31日 ⇒ 令和5年5月31日まで（必着）

※仕事ができなかった日が令和4年11月30日以前の分に係る申請受付は終了しています。



● 支給要件の詳細や具体的な手続きは[厚生労働省ホームページ](#)をご確認ください。

● お問合せについては、
小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター

0120-876-187（※）

受付時間：9：00～21：00（土日・祝日含む）

※令和4年7月1日から、コールセンターの電話番号を変更しました。



その他関連情報について

コロナ関連の支援策などについて、ウェブページをご案内します。

省庁 新型コロナウイルス感染症関連ウェブページについて

● [厚生労働省 新型コロナウイルス感染症情報特設ページ](#)



国民の皆さま向けに、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用調整助成金等の支援策等に関する情報を掲載しています。

● [内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策](#)



国民の皆さま向けに、新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報を掲載しています。

● [公正取引委員会 新型コロナウイルス感染症関連ページ](#)



新型コロナウイルス感染症に対応する事業者等の取組について参考となる独占禁止法及び下請法の考え方や、それらの取組についての相談窓口等を掲載しています。

● [警察庁 新型コロナウイルス感染症への対応について](#)



各種行政手続や新型コロナウイルス感染症の発生に乗じた犯罪等について情報を掲載しています。

● [金融庁 新型コロナウイルス感染症関連情報](#)



資金繰り等でお困りの事業者・個人の皆様向けの情報等を掲載しています。

● [消費者庁 新型コロナ関連消費者向け情報](#)



新型コロナウイルス感染症に便乗した不審な勧誘や悪質商法によるトラブル等、消費者としてご注意いただきたいことや、消費生活相談窓口について掲載しています。

● [法務省 新型コロナウイルス感染症情報特設ページ](#)



国民の皆さまや在留外国人の皆さま向けに新型コロナウイルス感染症に関する情報（法律問題、人権問題、在留申請・生活支援、海外からの入国等）を掲載しています。

● [出入国在留管理庁 新型コロナウイルス感染症関連情報](#)



新型コロナウイルス感染症に関する日本への入国・在留情報等を掲載しています。

● [財務省 新型コロナウイルス感染症関連情報](#)



国民の皆さま向けに、政策金融における資金繰り支援策や国税における納付の猶予制度等に関する情報を掲載しています。

● [農林水産省 新型コロナウイルス感染症について](#)



国民の皆さまや農林漁業者・食品関連事業者の皆さま向けに、新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報（食料供給情報、外食をするときのお願い、支援策など）を掲載しています。

● [経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連の支援策](#)



新型コロナウイルス（COVID-19）感染症による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策をご案内します。

● [国土交通省 新型コロナウイルス感染症に関する国土交通省の対応](#)



国民の皆さま向けの公共交通機関の利用に関する情報、公共交通機関における感染症対策等に関する情報、国土交通関係の事業者に対する支援メニューに関する情報を掲載しています。

● [環境省 新型コロナウイルス感染症情報特設ページ](#)



新型コロナウイルス感染症拡大防止における環境省の施策に関する情報を掲載しています。

その他関連情報について

コロナ関連の支援策などについて、ウェブページをご案内します。

支援策一覧パンフレットやポータルサイトなどについて

● [支援策パンフレット（新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ）](#)



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策をパンフレットにまとめました。

● [文化芸術関係者に対する支援策](#)



文化芸術関係者への支援策について、分かりやすく取りまとめています。

● [新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたひとり親家庭等への支援](#)



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けているひとり親家庭等の皆さま向けに、活用可能な国による支援策をまとめています。

● [外国人生活支援ポータルサイト](#)



新型コロナウイルス感染症関連情報や日本で生活する上で有用な情報等を言語ごとに掲載しています。

● [新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内](#)



新型コロナウイルス感染症で生活や事業に影響を受ける方々への支援をまとめたパンフレット等を掲載しています。

● [新型コロナワクチン接種証明書アプリ](#)



日本政府が公式に提供する、新型コロナワクチン接種証明書を取得できるアプリです。

● [経済的に困難な学生・生徒が活用可能な支援策](#)



新型コロナウイルス感染症等の影響で学びの継続が困難となっている学生・生徒の皆さまに関係する経済的支援制度をまとめています。

● [新型コロナウイルス感染症の影響に対する外国人及び受入れ機関への支援策](#)



外国人の方や、外国人の方を雇用する雇用主、受入れ機関の方が受けることができる各種支援策について掲載しています。

● [外務省 海外安全ホームページ](#)



感染症危険情報の変更に伴う水際措置等の変更、各国に対する感染症危険情報の発出、新型コロナウイルス感染症に伴う連休等による出国困難に関する情報などを掲載しています。

● [日本司法支援センター（法テラス）
新型コロナウイルス感染症に関する情報](#)



新型コロナウイルス感染症に関する法的トラブルの解決に必要な情報を掲載しています。

● [新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）](#)



接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

本リーフレットの主な更新内容

2023/ 4 /4更新

- 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、ページを削除
- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について、ページを削除
- 厚生年金保険料等の標準報酬月額の特例改定について、ページを削除
- 国民年金保険料免除等の特例について、特例の対象となる期間を更新 ([P.8](#))
- 住居確保給付金について、コロナ特例等終了のため記載内容を更新 ([P.12](#))
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる休業期間等を更新 ([P.18](#))
- 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金の対象期間を追記 ([P.19](#))
- 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）の申請期間等を更新 ([P.20](#))
- 両立支援等助成金（育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））についてページを追加 ([P.21](#))
- 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例））の適用日等を更新 ([P.22](#))
- トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）について、ページを削除
- 公共職業訓練（離職者訓練）について、職業訓練の情報提供や受講あっせん等をワンストップで実施する窓口の記載を削除 ([P.25](#))
- 求職者支援訓練について、訓練期間の特例の延長と給付金の支給要件の緩和について更新 ([P.26](#))
- 紹介予定派遣を活用した研修・就労支援事業について、ページを削除
- 小学校休業等対応助成金、支援金の対象期間終了について更新 ([P.28](#)、[29](#))